

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 40

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16-2

稚内市保健福祉センター2 階

電話 0162-23-4133

振込め詐欺などの「特殊詐欺」にご注意！

平成 28 年の道内での特殊詐欺の件数は、191 件、被害額は、約 4 億 4 千万円（平成 27 年件数 275 件、被害額約 9 億 3 千万円）となり、前年に比べ件数で 84 件、被害額で約 5 億円減少しております。

一方で、平成 29 年 1 月～3 月までの件数は、47 件、被害額は、約 1 億 1 千 5 百万円（平成 28 年 1 月～3 月の件数 36 件、被害額約 5 千 6 百万円）であり、前年に比べ件数で 1.3 倍、被害額で約 2 倍となり、依然として多くの方が被害に遭っています。

特殊詐欺とは、不特定多数の人に対して、対面せずに、電話などを利用して、金品をだまし取る詐欺の総称で、代表的なものは、振り込め詐欺です。

振り込め詐欺の種類「オレオレ詐欺・架空請求詐欺・融資保証金詐欺・還付金詐欺」

振り込め詐欺以外の特殊詐欺「金融商品などの取引を名目とした詐欺・異性交際あっせん名目とした詐欺・ギャンブル必勝法などの情報提供を名目とした詐欺」

《特殊詐欺被害防止とその対策》

- お金が出たら、疑うこと。
言葉巧みにさまざまな手口を用いて、現金をだまし取ろうとします。
- お金が出たら、確かめること。
「オレオレ詐欺」は、息子や孫などを装い、電話を架けてきます。
「還付金詐欺」は、市役所などの職員を装い電話を架けてきます。
通話後に、息子や孫などに直接連絡して確かめることが重要です。
- お金が出たら、誰かに相談すること。
お金を振込む前や送金する前に、一人で判断しないで、必ず、家族や知人、警察へ相談してください。※ゆうパックやレターパックなどでは、お金を送ることはできません。
- **特殊詐欺防止機器**などを活用する。
「この電話は、振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。」などの警告メッセージや自動通話録音の機能が付いた機器が市販されています。
- **特殊詐欺被害の防止には、留守番電話が有効です！！**
在宅中でも、固定電話を常に留守番電話に設定し、電話の相手を確認することが、被害防止に極めて有効です。
(情報提供元：稚内警察署など)



相談事例(稚内市消費者センター)

●SMSで「DMM相談窓口(偽物)」の名前で送られてくる架空請求!

【相談内容】

スマホに「有料動画閲覧履歴があり、未納料金が発生しています。本日連絡無き場合法的手続きに移行します。DMM相談所03-xxxx-xxxx」とSMSが届いた。全く身に覚えがないことを伝えるため、03 から始まる電話番号に掛けたが、出なかった。

どうしたらよいか不安になってセンターへ電話した。

大変だ!!
すぐになんとか
しなくちゃ!



【対処】

実在する動画配信サービス事業者((株)DMM.com)をかたって不特定多数に送信される架空請求メールと思われる。

「本日連絡無き場合法的手続きに移行する」などと不安をあおり、連絡してきた消費者の個人情報を読み出し、更には脅して高額な金額を請求する悪質な架空請求の手口であることを伝え、今後もSMSや電話が来る可能性があるため、着信拒否を設定して、無視するよう助言した。



困った時は、稚内市消費者センターにご相談ください。

電話・FAX 0162-23-4133 (稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階)

☆☆☆ 無料法律相談の活用を! ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回(原則、第2日曜日)実施しています。

向う3ヶ月の【実施日】 5月14日 ・ 6月11日 ・ 7月9日

- 相談時間は、午前11時から午後3時までです。(相談時間は1人25分)
- 事前に申し込みが必要です。相談を希望される方は、下記へご連絡願います。
- ☆ 稚内市環境水道部くらし環境課市民生活グループ 電話(直通) 23-6413

★★★ 5月は「消費者月間」です ★★★

☆統一テーマ「行動しよう 消費者の未来へ」

消費生活において、消費者被害の防止、消費者の自立支援に加え、公正で持続可能な社会の形成など、将来のより良い社会の実現に向けた消費者の行動が重要となっております。

★消費者月間パネル展を開催します

☆5月1日～15日【キタカラ・アトリウム】 ☆5月16日～31日【市立図書館】